

事 務 連 絡
令和2年5月18日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室より各都道府縣市生活保護担当課医療扶助担当係宛てに事務連絡を発出されておりますので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同事務連絡の記の2.における医療扶助にかかる給付手続きについては、薬局から被保護者に請求を行った後、被保護者から福祉事務所に申請を行うこととなることを申し添えます。